

中小企業政策審議会第3回未来部会
議事概要

日時：平成24年10月26日(金)13:30～15:30

場所：経済産業省本館17階東6～8 第1～3共用会議室

冒頭、枝野大臣より挨拶

(第1セッション)

蓮井課長より資料4「法制検討ワーキンググループの概要と今後検討を深めるべきポイントについて」についてご説明。その後、配布資料に基づき、討議。

法制検討ワーキンググループ(WG)の松島委員長より、第1セッションのこれまでの議論の総括についてご説明。

(松島委員)

- 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけについては中小企業基本法は大変重要であり、その中で中小企業、特に小規模企業の定義をどうするかというのは大変大きな課題。
- また定義を変更した場合に、どのような影響がどのように生ずるのかということも慎重に検証しながら進めていく必要があるということがWGの議論の中で確認をされた。
- 2番目に中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築について、知識サポート経営改革プラットフォームがどういう機能をもつかというのを更に詳細に検討し、法的な担保措置の必要性の検証を行っていく必要があるということを確認している。

(上山委員)

- 組合等の連携組織における地域の取引ネットワーク組織を強化して、協同組合の強化を図るように中小企業法及び中小企業関連法の改正をお願いしたい。
- 中小企業等協同組合法24条の組合設立に係る発起人要件があるが、こちらを緩和するなどちいさな企業が組合法の法制度を活用しやすいような改善をお願いしたい。

(落合委員)

- 6Pの小規模企業者の定義の見直しについて、小規模企業だけでなく中小企業の

定義全体に影響する。日本の雇用の約70%を占める中小企業に影響してくるので小規模企業のみではなく中堅中小企業にも目を向けて慎重にお願いしたい。

- その際の注意点として、このページに売上や創業年数など新しいファクターが入っているというのは大変よいことだが、日本の中小企業は今後資本の充実をはかる必要があるので資本金について将来を見据えた判断をして欲しい。
- 従業員数について、高齢者の活用により、勤務形態が多様化し、週の3分の1くらいしか出ない勤務形態が増えており、昔作った従業員数とは違った定義となっている。従って従業員の定義に関する見直しも、きちんと慎重にやって欲しい。

(中島委員)

- 成長指向型企業と地域需要創出型企業の区別は大事。ベンチャー企業支援は成長指向型企業に近いと思うが、ダブらないようにお願いしたい。

(野坂委員)

- 潜在力や可能性がある中小企業を育てることが大事。
- 資料4の5PIに、NPOを中小企業基本法の対象とすべきか検討するべきとあるが、同感。現在、可能性のあるソーシャルビジネスやNPO法人が増えていると感じており、今後ともしっかりと支援するべき。

(浜野委員)

- 墨田区では特に零細企業が日に日に減少している。そうした零細企業は一度事業をやめてしまうと、再開するのが非常に難しいので、どうやってそれを防ぐかが重要。その点、小規模なM&Aや友好的な事業承継というのが大事ではないか。知識サポートプラットフォームではそういったM&Aや事業承継に関する情報を共有できればいい。プライバシーや個人情報等の問題もあるだろうが、是非行っていただきたい。

(久保代理)

- 全国に200箇所の拠点を作るというが、それでは不十分ではないか。確かに、予算上の問題もあるだろうが、下駄履きを履いてでも行けるような身近な相談拠点をつくるには、200箇所ではやや不十分だと思う。
- 知識サポートプラットフォームを作るにあたって、全く別の組織を作るというのは非効率的。それゆえ、既存の組織をどう行かすのか、あるいはどう強化するのが重要。

(宮窪委員)

- 小規模企業と中小企業という区別に加え、個人事業主というカテゴリーにも配慮していただきたい。
- ワーキンググループについて、ご報告をいただいたが、既存支援機関もオブザーバー等の役割で関与することで知識サポートプラットフォームがより良いものになるのではないだろうか。

(兵頭委員)

- 地方自治体によっては独自の利子補給制度などを行っているところもあり、国の行う施策との違いが分かりにくい。国の施策と地方自治体の施策を比較できるようなプラットフォームを作っていただきたい。
- これまでの部会における委員からの提言内容につき、その検討状況について今後フィードバックをいただければありがたい。

(落合委員)

- 中小企業事業者と相談員や専門家との仲介機能が相談拠点には求められると思うが、資料4の8Pにある全国200箇所以上の拠点というのはこうした機能をもつものか。

(富田次長)

- ご意見のあった「中小企業の定義の見直し」は重要であるが、慎重に検討したい。
- ソーシャルビジネスの重要性というのは我々も共有している。
- 事業承継としてのM&Aというお話があったが、重要な視点だと思っている。現在、事業承継税制の中で親族外承継というものも検討しており、その中でも対応していきたい。
- 既存の支援機関のネットワーク作りをコーディネートする役割を200箇所の拠点には期待している。

(伊藤委員)

- 企業が海外に移転する場合、本社を日本国内に残しながら移転するというのが理想であるが、特に中小企業が本社を日本国内に残しながら海外でも成長するというのは難しい。
- 日本の中小企業の海外展開を支援するのも大事だが、海外の小規模企業を日本国内に呼び込むというのも、雇用の面などからもメリットがあり、検討するべきではないか。

(諏訪委員)

○知識サポートプラットフォームを上手く構築し、運営するためには大手企業の協力が不可欠。また、地方自治体どうしの連携や情報共有も大事。

(上西委員)

○資料4の6Pにある「小規模企業者の定義の見直し」であるが、創業年数という基準については大いに議論していただきたい。

○小規模企業に対する施策としては、創業時に投資しやすい環境を整えることが大事。

○先ほど言及のあった親族外事業承継については、幅広く検討していただきたい。

(中川委員)

○新たに構築を目指す知識サポートプラットフォームであるが、商工会等でも同じことができるのではないか。なぜ商工会等を使わないのか。

(高島課長)

○商工会ができないと言っているわけではない。むしろ、他の支援機関とともに商工会等にもぜひ参加していただきたいと考えている。

(鍛冶部長)

○商工会等には非常にベーシックな相談に対応していただけてきた。新しい知識サポートプラットフォームの中では商工会等以外の専門家や支援機関の方の可能性を追求したいと考えている。

(小出委員)

○今回の知識サポートプラットフォームの狙いは良いと思う。経済産業省の施策はきちんとニーズをくみ取り、よくできたものであると思っているが、問題はそのパフォーマンスの悪さ。施策を作るのは上手だが、それを運営するのは下手。今回の知識サポートプラットフォームこそ、運営をしっかりと欲しい。

(久禮委員)

○多くの中小企業事業者が国の支援制度についてあまり知らず、そうした補助金や助成金にたどりつかない。国には施策のPRをしっかりと欲しい。

○ネット上には確かに様々な情報があるが、逆に情報が溢れすぎていて、本当に必要な情報が見つかりにくい。新しい知識サポートプラットフォームには本当に必要な情報を載せてほしい。

(第2セッション)

蓮井課長より資料4「法制検討ワーキンググループの概要と今後検討を深めるべきポイントについて」についてご説明。その後、配布資料に基づき、討議。

法制WGの松島委員長より、第2セッションのこれまでの議論の総括についてご説明。

(松島委員)

- 小規模企業者等設備資金導入制度については、制度創設当初の政策目的から随分と変わってきており、新しい制度に組み替えていくことが重要。ただ、従来の制度を利用している人もゼロではないから、代替措置や経過措置を考える必要がある。
- 下請中小企業振興法は親企業と多くの取引を行う企業群が存在することを前提に、親子ともども振興しようという法律だが、現在は企業の間では特定の親子関係が崩れてきており、新しい状況に合わせて新しくする必要はある。
- 最後のトピックは、信用保証制度における電子記録債権の扱い。電子記録債権制度自体には問題は無いが、制度が有効に機能することを担保するため、信用保証制度を組み合わせるべきかという論点である。WGでは、電子記録債権制度に対する理解を広めることも重要という意見もあった。

(中島委員)

- 小規模企業者等設備導入資金助成制度については、確かに使い勝手があまり良くなく、モラルハザードを防ぐ必要もある。ただし、創業して間もない企業は、リスクはあるが、資金需要があるし、新たな設備も必要としており、審査を厳格にすれば小規模企業の助成という観点からは悪影響がある。資金回収も大事だが、他方で高い倒産リスクの中でも頑張っている小規模企業をどう助けるつもりなのか。貸出しよりも資本性資金の活用、長期保証の付与、設備貸与が有効かもしれない。あるいは、スタートしたばかりの小規模企業が設備を貸与するためのお金を一定程度減額するのも良いかもしれない。
- 見直しは当然必要だが、小規模企業をどういう形で支えれば良いか、類型毎に考えてほしい。

(久保氏(真中委員代理))

- 動産担保、債権担保について意見を述べたい。企業が資金調達を多様化すると、倒産した時に債権者に一銭も配当されないといった事態が起きることがある。会社の「止め方」を上手く教えられる人がいないことが問題。
- 倒産する時は、債権者にかかる迷惑を少なくすることが必要。また、そこで働いて

いた労働者の労働債権については実務的には担保がほとんど機能せず、結果的に、名目上は退職金がある筈なのに、実際には一円も支払われないという事態が生じる。政策的な措置が必要。

(池内委員)

- 最後の23ページについて。円滑化法の期限終了後にどうするかという議論があるが、議論の中心は事業再生である。しかし、会社を潰さないために民事再生が必要ということになっているが、相当数の中小企業は、民事再生に耐えられない。具体的には、民事再生を開始した瞬間に、取引先から取引を切られるから、ほとんどは6か月も耐えられない。
- しかし、破産手続に入っても、事業継続を考えることはできる。私は、破産管財人として、破産手続の中で事業譲渡をおこなったこともある。そして、これは、債権者にとっても有利なことである。
- 例えば、一度破産して清算となると、商品がクズになるため、仮に商品を動産担保に取っていても、担保としての価値も全く無くなってしまう。しかし、事業を継続できれば、商品の価値を持ち続ける。破産する場合も、いかに事業を継続するかが重要。破産で清算となると3%5%で処理されるはずの在庫が、事業譲渡の場合、5割で買ってくれることもある。買主も、5割で在庫を引き取れば、それをちゃんとした商品として売れば、残りの5割が利益になり、事業譲渡を受ける価値も出てくる。そこで、プラットフォームを活用して、こういった情報や、あるいは参加している企業で事業拡張を望んでいるという情報が流れれば、事業譲渡等の話を出来るのではないか。円滑化終了に向けた政策と知識プラットフォームを関連づけて考えていただきたい。

(小島委員)

- 中小企業の情報の提供が一括化されておらず、多くの学生が情報をどこで取ったらよいか分からない。全国規模でバリューのあるところでやる必要がある。
- また、今回の資料に主婦のインターンシップが入っているが、大学生、高校生の人材確保が出ていないのでご検討いただきたい。もう一点は主婦のインターンシップに5億円の予算計上をしているが、実際に主婦がインターンシップに参加をするのかというのは、非常に懐疑的だと思う。
- 3ヶ月や5ヶ月の間働いて賃金が出る主婦向けのトライアルワークで自分のブランクを埋められるようないくつかの経験ができるというのがあれば良いと思うが、インターンシップというのは基本的に大学生、高校生向けの事業名なので即さないと思う。

(上山委員)

- 宮崎では、中央会が積極的にプラットフォームの中間的役割を担っており、下請け企業における横の連携や連携による相乗効果の発揮は、宮崎の中央会の業務の中で自発的に発生している状況がある。また、第2回の部会で紹介したように全国的にも事例があり、特に福井県が顕著である。そのような企業情報の蓄積があるので、是非情報交換をさせてもらいたい。

(落合委員)

- 小規模企業者等設備導入資金助成制度における貸付制度が使われていないのは、資金不足の時代から資金余剰の時代に移行していること、金融機関における審査が企業の取引実績等による判断からキャッシュフローによる判断に変わっているためなので制度変更が必要。
- 創業支援は、ローンではなく、エクイティ性の資金が必要。ローンであったとしてもエクイティ的にローン期間が長期間であることや保証付であることが必要。また、創業間もない企業に対して、国や地方自治体が取扱くと、個別企業のフォローが中々難しいが、そのような創業間もない企業に対しては、身近な支援機関のフォローが必要である。そのためには、金融機関が積極的にフォローする体制が必要であることから、100%保証ではなく、一部保証で取扱うことが必要。
- 下請け企業で自立できる企業は良いが、重要なのは、どのように企業の既存の技術を活かして他の企業と連携をさせていくかという点。既存の技術をどのように活かしていけば販路の開拓につながるか等、支援機関を活用して取り組んでいくことが重要。
- ビジネスモデルが役割を終えて駄目になってしまうことで企業が倒産してしまうのは仕方のないこと。他方、企業がしっかりしている中で、取引先の影響を受け連鎖倒産することはしっかりと防ぐ必要がある。そのためには、売掛債権をカバーする共済制度をニーズにあわせて拡大していく等が必要ではないか。

(久禮委員)

- 下請け企業の縦と横の連携を進めていくことは良い。より重要なのは、その連携が、企業の潜在的な力を掘り起こすトリガーになること。
- 下請け企業の自立化は、すでにできているところはできている。一方で多くの下請け企業にとって自立化は難しく、自立化を促進するためには、その阻害要因を取り除くことが重要。
- 下請け企業は人件費や教育コストも捻出できないほど絞りとられている。そのため、若者の安全教育に取り組めず、労災事故の増加という形で影響が出てきている。親企業が下請け企業に仕事を発注する際には、下請け企業の教育コスト等を担保

するような取引が考えられないか検討が必要ではないか。

(中村委員)

- ABLは推進すべき。他方、在庫の評価が難しいという実務的な問題もある。客観的な時価が通常はなく、企業が倒産した場合は評価額が非常に低くなるため、金融機関も在庫について評価を付けにくい。このため、例えば業界団体などが間に入り、評価額の目安を示すようなことがあるとABLの活用も進むのではないか。
- 電子記録債権には印紙税がかからないなどというメリットもあり、是非推進すべき。他方、公認会計士の間でも、残高確認状を電子債権記録機関から入手しなければならないことを知らないなど実務的に混乱している部分がある。中小企業も同様に実務的な点について知識がないことが予想されるため、普及、啓発活動が必要ではないか。

(鍛冶部長)

- 創業時等における資金調達には融資だけでなく、出資、資本性の融資、保証制度の活用が必要との指摘を頂いた。今回はABLなど、部分的に提示しているため全体像が見えにくくなっているため、次回、資金調達に係るトータルパッケージをお示ししたい。
- 本部会は未来会議を受けた具体策を練る場ではあるが、短期的ではあっても重要な問題であるポスト円滑化の議論については、資金調達と裏表の関係でもあり、必要に応じてこの場で議論を紹介していきたい。
- 倒産関連議論において、倒産した企業の資産や雇用を守っていくという視点を示して頂いた。本日頂いた指摘については重要な指摘として受け止めていきたい。
- 中小企業への就職促進に係る企業の情報提供については、知識サポート・経営改革プラットフォームの情報提供機能の活用も考えていきたい。また、主婦層向けインターンシップ事業については、助成金を考えており、ご指摘頂いたトライアルワークに比較的近い形であるが、引き続き予算折衝プロセスにおいて検討していく中で、必要に応じて紹介していきたい。
- 下請け企業については自立を促すとともに、親企業との関係を高度化していくことが重要。本日の指摘を踏まえ、WGでも更に議論を深めていきたい。

藤野参事官より資料5「平成25年度中小企業関係概算要求・税制改正要望・財投要求について」についてご説明。その後、配布資料に基づき、討議。

(川田部会長)

- 小島委員から主婦層向けインターンシップについて、インターンシップではなく、トラ

イアルワークの方が重要ではないかと指摘があった点についていかがか。

(藤野参事官)

○主婦層向けインターンシップ事業については、参加した主婦の方への資金供給を行うことを検討しており、ご指摘のトライアルに近い形で考えている。予算プロセスにおける折衝にあたり、ご指摘を踏まえながら進めていきたい。また、次の機会に報告したい。

(鈴木長官)

- 学生向けのインターンシップ事業をこの1年間やってきた。制度は、参加した学生に1日7千円、受け入れ企業に1日3千円を支給するものであり、1万数千名の方にご利用頂いた。この事業は、3年間、内定がとれなかった方を対象としていたが、参加した約30%の方が就職された。この事業では、一部受け入れ企業には、雇用目的ではない企業もあったので、現在検討しているインターンシップ事業では、その点を踏まえたいと考えている。
- 未来会議の埼玉での会議などで、主婦層向けにインターンシップ事業をやっているNPOの話をついたが、数千名単位でネットワークを構築していた。そのような方々とのようにタイアップしていくか、もしくは、そのように現在取り組んでいる方々の背中を押すような制度を考えていきたい。
- 厚労省とも議論しているが、正規の職についていない主婦の方が、保育園などの子育て施設に申請できない点について、申請できないようにしていくことが重要と認識。未来会議でもどのようにすれば子育て施設への申請が可能なのかという指摘が多かった。
- 25年度予算要求も重要だが、経済対策の指示も来ている。未来会議における前向きな政策は徹底的にやっていくとともに、金融円滑化の最終延長期限が控えていることもありその対策も重要。経済活性化に資する政策を検討していきたい。その検討に際しては、この部会での意見も踏まえていきたい。
- 税理士、行政書士、金融機関など、多様な経営支援機関を認定する仕組みを講じた中小企業経営力強化支援法が成立し、9月から申請の受け付けを開始した。直近では、2600を超える方から申請があり、そのうちには、300程度の地銀、信金、信組も含まれている。11月5日に第1段の認定を予定しており、年内には、4500程度の申請の受付を予定している。このように大きなオーダーで認定支援機関ができてくるが、知識サポート・経営改革プラットフォームでどのように活躍してもらえるか、この大きな戦力の活用も合わせて考えていきたい。

(坂本委員)

○中小軽減税率の更なる引き下げは是非、実現頂きたい。これに加え、中小企業会計要領の導入を促進していくことが重要だが、要領導入のネックとして、要領上では、賞与引当金、退職給付引当金を計上するとなっているところ、法人税法において、改正により、これらの引当金については損金に算入しないこととなったことがある。軽減税率の更なる引き下げと合わせて、引当金の損金算入を可能とすることが必要。これが手当されれば、要領の普及が期待される。

(上西委員)

○中小軽減税率の更なる引き下げと、引当金の損金算入の復活の双方が重要。

(落合委員)

○事業承継税制の見直しは評価。他方、法人は相続税の対象から外すべきと考えている。海外では法人に対して相続税をかけている国は少ない。法人に相続税が課せられている限り、中小企業の健全な発展は期待できない。

以上。